

委員会活動における個人情報を記載した資料の遺失について

過日、本会委員会におけるボランティア支援活動にて、参加会員が支援対象の方の個人情報を記載した資料を遺失し、遺失物は拾得物として警察に届けられるということがありました。

支援対象の方々及び関係者に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本会といたしましては、当事者に嚴重注意を行うとともに、個人情報の取り扱いについて従業者に対し一層の注意喚起と周知徹底を図り、本会の設立目標でもあります県民福祉の向上に向け、さらに誠実に取り組む決意を表明させていただきます。

2021年6月1日 公益社団法人埼玉県社会福祉士会